

ヘイトスピーチ規制への賛否は どう決まるのか

Begin here

「ヘイトスピーチ」を 学術的に検証するために

ヘイトスピーチとは、特定のマイノリティグループ、すなわち人種、民族、宗教、政治的信条、性的指向、社会的身分などによって、他の人々と区別される少数派集団に向けられる、差別や暴力を煽ったり、尊厳を貶めたりする侮蔑的な表現を指す。

表現の自由の原則を侵害するのではないか、という懸念が根強くある。他方、前記対策法は「理念法」に過ぎず、禁止規定や罰則がないため、公的規制として不十分である、との批判も聞かれる。実際には、現行法が施行されて以降、各自治体はそれを抛り所にして路上や公園でのヘイトデモに強い姿勢で対峙しているようにも見受けられるが、ネット上のヘイトスピーチは収束する気配がなく、いまだに拡散し続けている。法律は制定されたものの、日本は新しい国民的な規範を形成していく途上にある、というべきであらう。

私たちは研究者グループは、このタイミングをとらえ、日本人が差別や言葉の暴力をどのように規制すべきである（規制すべきでない）と考えているのか、またその理由は何か、をより深く理解するための学術プロジェクトを進めている。具体的には、日本学術振興会から科学研究費の助成を受け、「サーベイ実験」という手法を用いて、ヘイトスピーチについての人々の態度決定のメカニ

早稲田大学教授

河野 勝

同志社大学教授

西澤由隆

The text for this contest appeared in the April 2019 issue of 中央公論 and is used in this contest with the permission of the authors and the consent of the publisher.

Please translate the portion of the article indicated by the red lines. The translation should be complete, accurate, and as natural as possible. It is not necessary to duplicate the exact formatting of the Japanese text. However, please identify each heading clearly, and please maintain the same paragraph structure that is used in the Japanese text.

日本は、かつて国際社会からヘイトスピーチに対する取り組みが十分でないとの批判にさらされていたが、二〇一六年、いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」（正式名称：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）を制定した。

ヘイトスピーチを政府が規制することに対しては、憲法で定められた

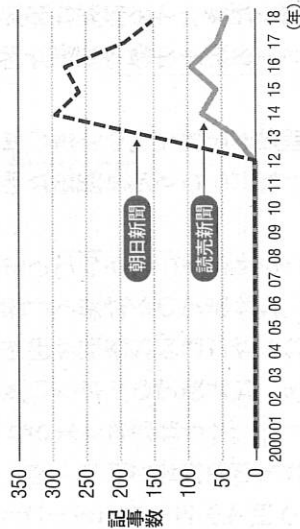
ズムを様々な角度から解明することに取り組んでいる。サーベイ実験とは、大規模な世論調査に実験的要素を組み込むことで、人々の行動や態度に違いを生じさせる要因を特定しようとする方法である。

ヘイトスピーチをめぐる議論や意見交換は、そのテーマや内容ゆえに、ともすると感情や感傷に流され、煽動的なレトリックをともなう危険がある。そうであるからこそ、あくまで価値中立的な観点から学術的検証を貫くことが重要であると肝に銘じ、

本稿では収集したデータとその解釈を客観的に開陳していきたい。

あらかじめ、私たちが行った調査の概要と留意点を述べておこらう。この調査は、(株)日経リサーチの協力を得て、昨年三月二十日から二十六日にかけて、二十歳から六十九歳までの約五〇〇〇人の回答者に対してインターネットを通して実施された。五〇〇〇人というサンプル規模は、この種の学術調査としては異例に大きい。それは、以下で順次解説していくように、私たちの調査

図1 全国紙の「ヘイトスピーチ」についての報道の推移



日本においてヘイトスピーチという言葉が一般に普及するようになったのは、極めて最近のことである。

図1は、『読売新聞』と『朝日新聞』のそれぞれの記事検索に基づいて、二〇〇〇年から一八年まで、この言葉が紙面に登場した記事の数の推移を表したものである。

調査では、ヘイトスピーチがどのような言動を意味するかは、自明である、もしくは回答者に等しく認識されている、という前提に立って、「知っているか」という質問がなされていた。しかし、この前提は妥当であろうか。

言うまでもなく、「ヘイトスピーチ」は、英語の hate speech のカタカナ読みである。このように外来語がそのまま用いられているのは、当てはまる概念がもともと日本に存在しなかった可能性を示唆している。加えて、

少なくともこの二つの全国紙を通して見る限り、一二年以前の日本ではヘイトスピーチという言葉がほとんど使われていなかったことがわかる。国連の社会権規約委員会が日本に対し改善要求を行ったことが大きく報じられたのは一三年(五月二十一日)であった。それ以降、日本は継続的に国際社会からの批判を受け、マスメディアも国内で起こるヘイトデモや街宣活動などを取り上げるようになっていった。図1は、そうした動向を反映して、ヘイトスピーチへの言及が一三年以降、一気に増加した様子を映し出している。

ヘイトスピーチという言葉の外来性および新規性を考慮すると、概念としてのヘイトスピーチ、すなわち、ヘイトスピーチと言って(聞いて)何を意味しようとするのか(思い浮かべるのか)は、安定しておらず、人によって、また同じ人でも時と場合によって、かなりの幅やバリエーションがありうると思われる方が妥当であろう。そうした認識のばらつき自体をデータで確認することも重要であるが、解明すべきは、それがヘイトスピーチを規制すべきかすべきでないかという人々の判断にどのような影響を与えるかという点である。

そこで、私たちが実施した調査では、規制への賛否を訊ねる質問として、(後述する通りにマイノリティ集団を

ではサンプル全体をいくつかに分割し、それぞれ文言を一部変えた質問に回答してもらおうという実験デザインを採ったことにより、分割された(サブ)サンプルごとの統計的分析が可能となる十分な回答数を確保する必要があったからである。ただ、調査がウェブ上で行われる限り、どれほど多くの回答者から協力を得られたとしても、サンプルの代表性を担保すること、すなわち国民全体の縮図となるような形で回答者を抽出することはできない。この調査では、性別と年齢、さらに居住地域については日本の人口構成比に沿ってサンプリングしたが、七十歳以上の高齢者は含まれておらず、また、いままでもないが、回答者はインターネットにアクセスできる方々に限られていた。しかし、この点に留意しつつも、ヘイトスピーチ問題に焦点を絞った大規模な世論調査がほかに実施されたことがないことに鑑みて、私たちの調査は、現代日本において人々がヘイトスピーチに関して持つ態度や意見について貴重なデータを提供すると考える。以下、そのデータを分析することから得られる示唆を、四つの節に整理して提示していく。

End here

1. 概念は定着しているか

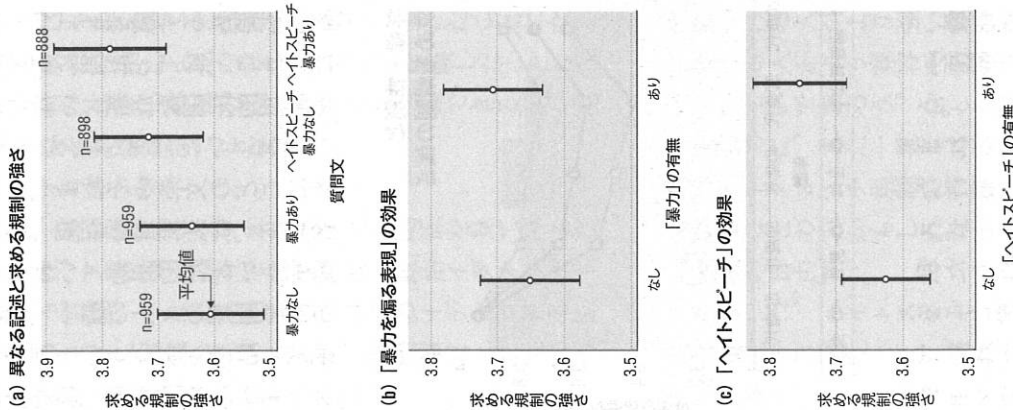
日本人がヘイトスピーチに対していかなる認識や態度

を持っているのか、またヘイトスピーチを公的に規制することについてどんな意見を持っているのか、ということは、今日までのところ、ほとんどわかっていない。

ヘイトスピーチに関する世論調査としては、二〇一七年に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」が知られている。しかし、そこでは他の様々な人権問題と並ぶ項目の一つとしてヘイトスピーチが取り上げられたにすぎず、ヘイトスピーチ問題に特化して多くの質問が用意されていたわけではなかった。また、この内閣府の調査については、「ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を知っているか」との質問に、半数を超える五七パーセントの人々が「知っている」と答えたことが当時話題となったが、自己申告に基づくこうした回答の信頼性には疑問が付されるべきであろう。極端なことをいえば、本人がヘイトスピーチを「知っている(知らない)」と回答しても、実際は特定のマイノリティに対して差別や暴力を煽る表現を見聞きした経験がない(ある)という場合も想定できるからである。

このことに関連して、現代日本のヘイトスピーチをめぐる問題を考える上では、そもそもヘイトスピーチという概念がどれほど一般の人々の間で定着しているのかという点に注意を向けなければならない。前記の内閣府の

図2 質問の違いと求める規制の強さ



者が平均してより強い規制を求めることが見てとれる。もっとも、その差はどれも(統計的に)区別できないほど小さいようにも見える。

しかし、個々の差ではなく、「暴力」を追加的に想起させた場合の効果と「ヘイトスピーチ」へ明示的に言及した場合の効果とを、それぞれ集計して測り直すと、興味深いパターンが浮かび上がる。まず図2bは前者の効果を検証しているが、それによれば、(信頼区間を表す)二本の線の重なりが多いので、「暴力を煽るような言葉」という文言の追加が、より強い規制を求める態度を人々に誘発する効果があるとはいえない。これに対して、図

別されている。第一の次元は、「暴力を煽るような言葉」というフレーズの有無である。周知のように、今日のヘイトデモやネット上での書き込みには、単に差別を助長する侮蔑的な表現だけでなく、「死ぬ」や「殺せ」といった、あからさまに暴力を煽る言葉が見られる。果たして、人々が政府に求める規制の度合いは、「侮蔑」だけが言及される場合よりも、「暴力」が追加される場合の方が、強くなるのだろうか。第二の次元は、「ヘイトスピーチ」という言葉が明示的に挿入されているかいないかである。先述した通り、人々はヘイトスピーチについて様々なイメージを持つ可能性がある。では、その「ヘイトスピーチ」という言葉自体に、政府が規制すべき言動であるということを、より強く想起させる効果はあるのだろうか。

質問に対する回答は、共通して「まったく規制すべきでない」(0点)から「徹底的に規制すべきである」(6点)までの七段階から選んでもらった。図2のa、b、cは、その結果をまとめたものである。まず図2aは、四つのバージョンに割り当てられた(サブ)サンプルごとの回答の平均値(および九五パーセントの信頼区間)を並べて表示したものである。この図からは、①よりも②、①よりも③、また②よりも④、③よりも④の方が、回答

2cの「ヘイトスピーチ」の有無については、この言葉がある場合の方が、ない場合に比べて、人々がより強い規制を求めるようになる傾向が明確に見てとれる。

同じ状況を描写しているのに、ヘイトスピーチと呼ぶか呼ばないかの違いだけで、人々の態度が(若干ながらも)変わる、というこの実験結果は、また「ヘイトスピーチ」という概念が日本人の間で定着していないことを物語っているように、私たちに思える。もしそれがすでに定着し、その意味も内面化され目明ならば、ヘイトスピーチという言葉への言及があったとしても、規制についての態度に特段の違いは生まれまいはずだからである。

しかし、このことを裏返せば、一つの重要な政策の示唆が導かれる。すなわち、侮蔑的な言葉や暴力を煽るような表現に対する規制を強化したり、そうした言動を是正するための啓蒙活動を推進したり

意識させた上で、以下に示す四つの異なるバージョンを用意し、個々の回答者はそのどれか一つに無作為に割り当てられるように設計した。もし文言の違いがまったく影響を及ぼさないのであれば、どれで訊ねられたとしても、平均的な回答は同じになるはずである。逆に、もし回答が著しく異なるのであれば、それは文言の違いがその差を生んでいる、とみなせることになる。

① 侮蔑的な表現を使うことに対して、政府は規制をすべきだと思いますか、それとも規制すべきではないと思いますか

② 侮蔑的な表現や暴力を煽るような言葉を使うことに対して、政府は規制をすべきだと思いますか、それとも規制すべきではないと思いますか

③ 侮蔑的な表現であるヘイトスピーチを使うことに対して、政府は規制をすべきだと思いますか、それとも規制すべきではないと思いますか

④ 侮蔑的な表現や暴力を煽るような言葉であるヘイトスピーチを使うことに対して、政府は規制をすべきだと思いますか、それとも規制すべきではないと思いますか

ご覧の通り、これらの質問文は二つの次元によって区

する上では、明示的に「ヘイトスピーチ」というラベルを貼って呼ぶ方が、一般の人々の賛同を得ることにおいて効果的だという示唆である。現行の対策法は、正式名称にも、またその条文のどこにも、「ヘイトスピーチ」という言葉が登場しない。新たな国民的規範を構築するに当たっては、こうした点についても考慮する必要があるかもしれないのである。

2. 強い規制を望むのは誰か

日本人のヘイトスピーチ規制に対する態度は、もちろん様ではない。どのような人が強い規制を望むのか。裏返していえば、どのような人が、ヘイトスピーチに対して寛容な態度を取るのか。

私たちが行った調査では、態度形成に影響を与えるかもしれない個人的属性に関して、多くの質問項目を用意した。そこで、本節では、それらの中から代表的な項目を取り上げて、大まかな相関パターンを紹介していきたい。なお、本節とそれ以降の分析では、前記の質問パ

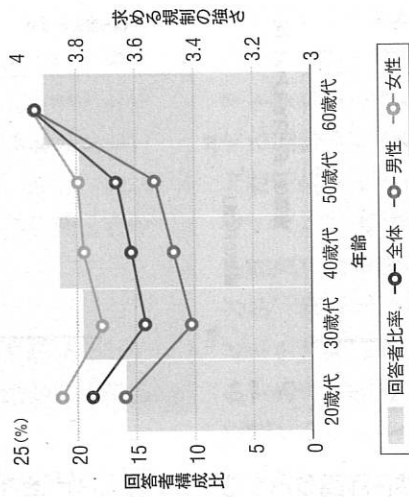
とも見てとれる。一方、男性は、三十歳代から年齢が上がるにつれて、より強く規制すべきだと考える人が段階的に増えている。

図3で特に興味深いのは、二十歳代の人々の態度である。女性も男性も、望ましいと思う規制のレベルに関して二十歳代の回答の平均値は、六十歳代について二番目に高い。ヘイトスピーチにもっとも寛容な世代は三十歳代の人々であるが、なぜ二十歳代と三十歳代との間に大きな断絶が見られるのかは、私たちの調査からはわからない。前節で述べた通り、そもそもヘイトスピーチという言葉がメディアで頻繁に使われ始めたのが二〇一三年以降であり、二十歳代の人々はちょうどその時代を多感な十代もしくは二十代前半に過ごしていたことになる。彼らの成長段階に（他の世代の日本人が経験したことのない）独特の社会化過程が起こったとも想像できるが、現時点ではそれは推測でしかない。

【イデオロギー】

次に、規制態度とイデオロギーとの関係を見てみよう。私たちは、この種の調査では標準的な政治イデオロギーに関する質問、すなわち回答者が自身のイデオロギー位置をどのように認識しているかを、質問項目として含めた。正確な文言は以下の通りである。

図3 年齢・性別と求める規制の強さ



ブルを分けて、政府が規制すべきかどうかという質問に対する回答の平均値をグラフで表したものである。三本の折れ線は、全体のトレンドに加えて、その男女別のトレンドを、それぞれ表している。

この図からまず明らかなのは、どの年齢層をとっても、女性の方が男性に比べて、ヘイトスピーチを規制することに対して積極的であること、言い換えれば女性の方がヘイトスピーチに対して不寛容だということである。さらに、男性に比べて、女性は年齢ごとのぶれが少ないこ

異なる政治的立場を委す時、「保守」と「リベラル」、あるいは「右派」と「左派」などといったように、対になった2つの言葉で表現することがあります。もっとも左派リベラルな立場を0、もっとも右派保守的な立場を10とすると、あなたの政治的立場は、どこにあたりますか。0から10までの数字からお選びください。

図4は、この11点尺度に沿った回答者の分布とそれぞれに当てはまる回答の平均値を表示している。これを見ると、求める規制のレベルが、ほぼ一貫した右下がりの線を描いている。自分自身を政治的な左派やリベラルと位置づける人がより強い規制を求め、逆に右派や保守を自認する人がより寛容であるという結果は、予想通りといてよいであろう。むしろ驚くべきなのは、これほどまで強力に、また一貫して、一般的なイデオロギー認識がヘイトスピーチ規制についての態度の規定要因となっていることの方かもしれない。

【表現の自由】

もう一つ、ヘイトスピーチ規制への賛否が、表現の自由を重視する態度とどう関わっているかを検討しよう。周知の通り、ヘイトスピーチ規制への反対論の核心には、

ジョンでいうと②と④に割り当てられた回答者のみを対象とすることをお断りする。その理由は、私たち自身の定義では、ヘイトスピーチには「暴力を煽るような言葉」が中核的要素として含まれるべきだと考えるからである。

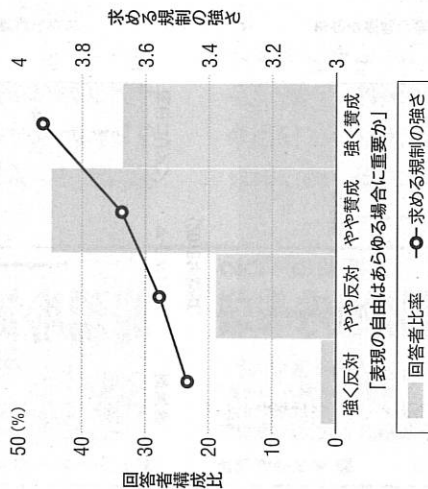
【年齢と性別】

最初に、年齢と性別によってヘイトスピーチに対する態度がどのように異なるかを見ていこう。図3は、一〇歳刻みでサン

原則として理解されている、という解釈であらう。すなわち、ヘイトスピーチの対象となった人々が恐怖や同調圧力のもとで沈黙を強いられることに対して、表現の自由が保障されることの重要性を訴えている、という解釈である。しかし、残念ながら、私たちの調査から、この推測を実証的に裏付ける根拠は提供できない。

いずれにせよ、ここで明らかになった傾向が日本人に特有の態度形成のメカニズムであるかどうかは、極めて重要な論点であると思われる。かつて、現行の対策法成立の前後に、一部の識者たち、とりわけ憲法学者たちは、先の原則論に則り、ヘイトスピーチを政府が規制することに慎重な意見を表明していた。しかし、今回の調査ではこの原則論が人々の態度形成にまったく反映されていないことが明らかになったのである。実は、筆者の一人(河野)は一六年にも、今回の調査のパイロット版と位置づけられるプレ調査をやはりウェブ上で行ったが、その際にもまったく同様の正の相関が見られた。

図5 表現の自由と求める規制の強さ

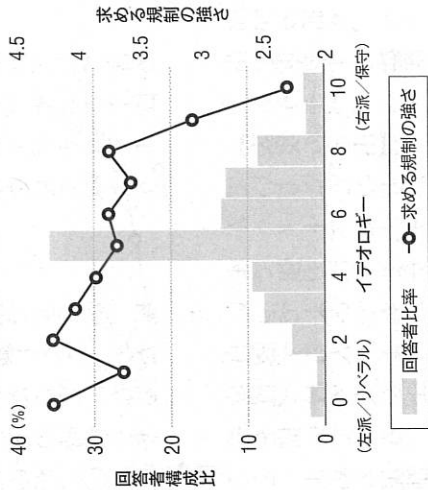


表現の自由の保障という原則がある。特にアメリカでは、自由主義的もしくはリバタリアン的な思想家たちを中心に、国家が公権力を行使して個人の自由を侵害することに対する警戒感が非常に強い。彼らは、たとえヘイトスピーチを規制することに意義を見出せるとしても、その名のもとに本来流通すべき言論や表現にまで政府の介入が及ぶことを懸念するのである。

欧米の心理学者たちの研究によると、一般の人々の間でも、表現の自由をどれくらい重要だと思うかがヘイトスピーチをめぐる態度形成に影響を及ぼすことが示されている。すなわち、表現の自由が重要な価値であることを(実験刺激によって)想起させた上で訊ねると、人々のヘイトスピーチ規制への姿勢がより消極的になるのである。これらの研究では、規制を求める態度を強化するのは、(自由と対抗関係にある)平等の価値の重要性であることも併せて報告されている。

さて、こうした原則論や先行研究の蓄積からすると衝

図4 政治イデオロギーと求める規制の強さ



とを合わせて表示したものである。ご覧の通り、この図では、右上がりの線がきれいに描かれている。つまり、日本では、表現の自由を重要だと思う人ほど、政府に強い規制を求める傾向があるのである。

なぜ日本では、表現の自由の重要性とヘイトスピーチ規制への支持とが、対抗関係にあるどころか、正に相関するという結果が見られるのだろうか。一つの可能性として考えられるのは、表現の自由が、ヘイトスピーチをする側ではなく、ヘイトスピーチをされる側のための原

因後は、代表性のあるサンプルに基づき、さらに正確で詳しい検証が待ち望まれる。

3. 対象はどの集団か

日本のヘイトスピーチ対策法は、その正式名称からわかる通り、外国人、とりわけ在日コリアンに対する差別的言動だけを念頭において作られている。しかし、ヘイトスピーチが向けられる可能性のある対象が「本邦外出身者」に限定されると考えるべき理由はない。例えば

LGBT(同性愛者や心の性別と体の性別とが一致しない人など)、障害者、老人、特定の宗教信仰者、特定の政党支持者など、他にもたくさんのマイノリティグループが対象として該当する可能性がある。この問題を、われわれはどう考えていくべきだろうか。

ヘイトスピーチに対する公的な対策が特定の集団を対象にしているのは、実は、日本だけではない。最近の国際比較研究では、世界各国の規制のあり方が、規

撃的であるが、私たちの調査結果によれば、日本においてはまったく逆の関係が浮き彫りとなった。表現の自由の重要性については、「政府は、あらゆる場合にも、言論・表現の自由を保障すべきである」という意見に対する賛否として、回答者に「強く反対」「やや反対」「やや賛成」「強く賛成」の四つの選択肢から選んでもらった。図5は、この4点尺度に対応する回答者の分布と求める規制の強さの平均値

制される言動の定義や禁止・罰則の強制性に加えて、どのような集団を対象とした規制となっているか、という点においても、千差万別であることが明らかにされている。各国で実際に施行されているヘイトスピーチ規制に、その国の歴史的発展の経緯が刻印さ

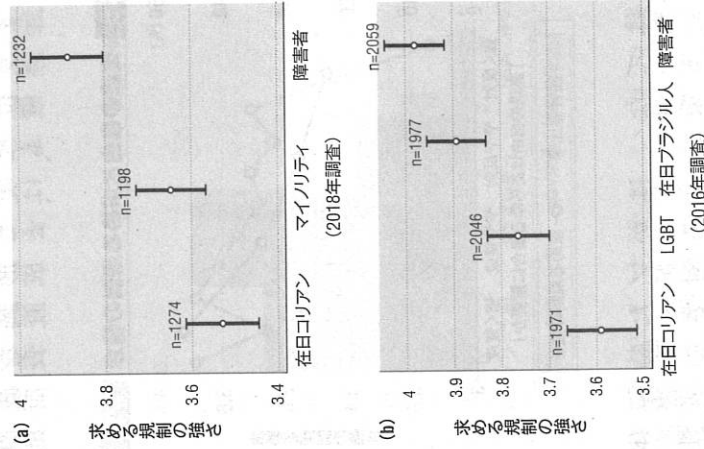
れ、現在置かれている独自の国際状況や政治状況が反映されていても、何ら不思議ではないであらう。

しかしながら、原理的には、あるマイノリティに向けられるヘイトスピーチについての態度形成を、その集団以外に向けられるヘイトスピーチについての態度形成から独立して捉えるべきではない。例えば、今の日本において、在日コリアンに対する差別や言葉の暴力に対して寛容的な態度が多く見受けられるとしても、それがどれほど深刻かという評価を下すためには、どうしても比較

点では分析から除外してある。

そこで例えば、在日コリアンを対象とし、暴力というフレーズとヘイトスピーチというラベルの両方を伴うグループに割り当てられた回答者に対する調査は、実際には以下のような手順で進められた。回答者はまず「現在の日本には、一部の地域やインターネット上に、在日コリアンに向けられたヘイトスピーチ、すなわち侮蔑的な言葉や暴力を煽るような言葉が見られます」というリード文を提示され、次に「ここで在日コリアンとは、日本に在留する韓国・朝鮮籍外国人（戦前から日本に居住していたりそうした人々の子孫である特別永住者を含む）の人たちを指します」との説明が加えられ、いくつかの質問がなされたあと、最後に7点尺度の政府規制に関する質問、すなわち「政府はどのように対応すべきかについて伺います。あなたは、在日コリアンに対して侮蔑的

図6 求める規制の強さに対象となる集団が及ぼす効果



では、(先述の①から④のフレーズの前段に)ヘイトスピーチが向けられる対象としていくつかのバージョンを用意し、違う集団を想起させることで規制に対する態度の違いが見られるかどうかを検証した。具体的には、「在日コリアン」と「障害者」と明示したものと「マイノリティ」としたものの三つの対象カテゴリーを用意し、回答者を無作為に割り当てた(実は対象を特定せず前段部分を空白のままにした第四のバージョンも用意したが、なんらかの集団を意識させた場合との比較が難しいと判断し、現時

な表現や暴力を煽るような言葉であるヘイトスピーチを使うことに対して、政府は規制をすべきだと思いますか、それとも規制すべきではないと思いますか」という質問がなされたのである。

図6 aは、異なる対象ごとに、求める規制の強さの平均値(および九五パーセントの信頼区間)を並べて表示したものである。この図によると、在日コリアンがヘイトスピーチの対象にされた場合と、障害者が対象にされた場合とでは、人々が望ましいと考える規制の強さに著しい違いがあることがわかる。言い換えれば、人々は在日コリアンへの差別や言葉の暴力に対しては、障害者への差別や言葉の暴力に対してよりも寛容であることが明らかである。参考までに、図6 bも掲げておこう。これは、今回ではなく先述の一六年に行ったプレ調査の際の結果に基づき、在日コリアンと障害者だけでなく、LGBT

対象が必要となる。また、人々の関心や政府の対策が特定のグループへのヘイトスピーチに集中することで、他にも同じように深刻な差別や言葉の暴力が存在しているにもかかわらず、その救済が置き去りにされることがあってはならないだろう。

こうした問題意識に基づき、私たちの調査

経団連出版

2019年版

経営労働政策特別委員会報告

働きがい向上とイノベーション創出
P/Society 5.0

働き方改革や多様な人材の活躍推進から、雇用・労働分野における重要課題についても言及。

日本経済団体連合会 編 A4判 128頁 定価(本体1,200円+税)

経団連事務局

2019年版

春季労使交渉・労使協議の手引き

「経営労働政策特別委員会報告」を補完的に解説する実務書。今次春季労使交渉・協議の特色や経営現場に関する諸データ、多様な人材の活躍推進に向けた企業事例等を収録。

経団連事務局 編 B5判 230頁 定価(本体1,800円+税)

経団連事業サービス
http://www.keidanen-jyovoservice.or.jp
TEL 03-6741-0043

と在日ブラジル人というカテゴリも加えた比較である。このブレ調査でも、在日コリアンがヘイトスピーチの対象である場合、求める規制の強さが群を抜いて低くなっていることが見て取れる。

こうした結果は、現代日本におけるヘイトスピーチ問題が、特に在日コリアンに向けられた差別と言葉の暴力の問題として先鋭的に表出する背景を浮き彫りにしているように思われる。その意味では、現行の対策法が「本邦外出身者」を特別扱いするかのよりに制定されたのは、当を得ていたといえるかもしれない。

しかし、この調査結果を、まったく逆に読み取ることも可能であろう。すなわち、現行法が、在日コリアンに向けられたヘイトスピーチの状況を改善するために設けられたにもかかわらず、少なくとも今日の時点では、依然としてその状況は改善されていない、というようにである。本稿の冒頭で述べた通り、まさに日本が新しい国民的な規範を形成していく途上にあることが、裏付けられているのである。

4. 何が規制を正当化するのか

最後に、J・ウォルドロンという研究者による古典的な問題提起を紹介し、それに触発されて私たちが行った

感を奪うことであり、ひいては秩序ある社会という公共財を破壊する、というのである。

ウォルドロンの議論に対しては、不快を与えることと尊厳を傷つけることとの区別に意味があるのかという疑問、さらにはそもそもそのような区別はできないという批判が投げかけられている。しかし、人々の認識の中で、この二つの影響が区別されているかどうかは、データによって検証できるし、また検証されるべきだ、と私たちは考えた。

そこで、昨年行った調査では、望ましい規制の強さを訊ねる質問の前に、次の二つの質問を挿入しておいた。すなわち、侮辱的な表現や暴力を煽るような言葉「であるヘイトスピーチ」は、「相手の人たちを不快にさせるとは思いますか、それとも不快にさせないと思いますか」という質問と、「相手の人たちの尊厳を傷つけるとは思

分析の結果を報告して、本稿を閉じることにしたい。ウォルドロンは、多くの憲法学者や政治哲学者が表現の自由を盾にしてヘイトスピーチ規制に反対を唱える中、『ヘイト・スピーチという危害』（谷澤正嗣・川岸尚和訳、みすず書房、二〇一五年）を著し、アメリカにおいて規制を擁護する論陣を張ったことで知られている。

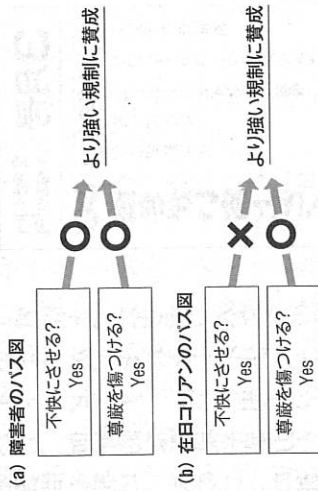
彼はまず、ヘイトスピーチが及ぼす影響として、相手を不快にさせることと、相手の「尊厳」を傷つけることが区別されるべきだという前提に立つ。そして、「人々が不快な思いをさせられるのを防ぐことが、ヘイト・スピーチを制限する法律の狙いであるべきだとは、私は考えない」（一二五頁）と明言する。政治的主張であれ、宗教のような特定の価値観への批判であれ、個人が意見を表明することは、たとえ当事者を不快にさせることがあっても、許されなければならない、というのである。他方、ウォルドロンは、人々の尊厳の保護こそ、ヘイトスピーチ規制を正当化する根拠であると強調する。ここで、尊厳とは、「人々が暮らす共同体の中で誰とでも平等なものとしての彼らの地位、基本的正義への彼らの権限、彼らの評価に関する根本的な事柄」（一二五頁）であると定義される。権利を持つ市民としての地位を否定することは、そうした地位の享受からもたらされる安心

ますが、傷つけないと思いますか」という質問である（正確には、この二つの質問の順番は、一方が他方に影響を及ぼすかもしれないことを考慮し、ランダムに入れ替える制御も施した）。図7 a、bは、この二つの質問に対する回答が、政府規制に対する賛否と関連があるかどうかを、障害者と在日コリアンを念頭に置くようにそれぞれ割り当てられた（サブ）サンプルごとに、統計的手法を用いて検証した結果である（煩雑さを避けるため、鍵となる推定結果を示す因果経路の図として簡略化してある）。

この図に示した通り、障害者については、不快を与えると考えることに端を発する因果経路も、また尊厳を傷つけると考えることに端を発する因果経路も、どちらも政府規制への態度に影響を与えている。これに対して、在日コリアンがヘイトスピーチの対象として割り当てられたサンプルでは、後者の因果経路は有効であるが、前

<p>月刊 経団連 定価540円 (本体500円)</p> <p>3月号</p> <p>座談会 特別企画</p>	<p>働きがい向上とイノベーション創出 by Society 5.0 — 2019年春号更迭号論議に向けて</p>		<p>編集 発行 日本経済団体連合会 最寄りの書店 またはインターネットから http://www.keidanren- jiboservice.or.jp 印刷部課外7-0401-167で申し込みください</p>
	<p>日本郵船会長 旭化成社長 大手ホールディングス会長 リクルートグループ研究開発研究所 協会専務理事</p>	<p>工藤 泰三 進藤 秀毅 中村 清貴 橋田 天江 哲史</p>	

図7 不快か、尊厳か 対象集団ごとの因果経路



が相手に不快を与えると認識していたとしても、それゆえに政府の規制を強く求めるというようには動機づけされないことを意味している。しかし、尊厳の因果経路は、有効に働いている。つまり、在日コリアンについても、相手の尊厳を傷つけるという認識は、人々がヘイトスピーチにより強い規制を求める心的根拠となっているのである。

不快を与えることと尊厳を傷つけること。この抽象的な区別を、一般の人々はあたかも肌で感じるかのように、

者は影響を与えていない。

この結果は、在日コリアンを取り巻くヘイトスピーチ環境の厳しさをまた別の角度から照射する証拠であるともとれる。不快の因果経路が有効でないということとは、人々はたとえヘイトスピーチ

内面化しているのではなからうか。前記の分析結果は、ウォルトロンの主張通りに、ヘイトスピーチを公的に規制することの根拠としては、あるいはそうした規制への支持を訴える際には、尊厳の重要性がその中核に据えられるべきことを示唆しているように思えるのである。

註

参考までに、他のバージョンでは、上記の「在日コリアン」の部分を「障害者」「マイノリティ」に差し替え、定義として、「ここで障害者とは、身体障害、知的障害、あるいは精神障害のある人のことを指します。」「ここでマイノリティとは、宗教、政治的信条、心身の障害、性的指向などによって、他の人々と区別される少数派グループに属する人々を指します」とそれぞれ表示した。

謝辞

本稿は、科研費（基礎研究B）「日本におけるヘイトスピーチの公的基礎と規範形成の研究」（課題番号17K10005）の支援に基づき研究の成果である。川岸令和氏と金澤氏から頂いたコメント、さらに鈴木淳彦氏が丁寧な分析と図表作りで多大な貢献をしてくれたことに、謝意を表す。



「大手町アカデミア」好評開講中

次回予告

新書大賞受賞記念講座
兵士の目線で戦場を見る
吉田 裕氏

4月4日
[木]



吉田 裕氏

「新書大賞2019」で大賞を受賞した『日本軍兵士—アジア・太平洋戦争の現実』（中公新書）の著者、吉田裕氏の受賞記念講座です。同書はアジア・太平洋賞特別賞も受賞するなど各方面から高く評価されており、二〇万部のベストセラーになっています。

兵士の目線で戦場を見ることで、勇猛

と語られる日本兵たちが特異な軍事思想の下、凄惨な体験を強いられた現実を伝えます。特に敗色濃厚になった時期以降のアジア・太平洋戦争の実態とは？ 異常に高い餓死率、三〇万人を超えた海没死、戦場での自殺、特攻、劣悪化していく補充兵、靴に餃皮まで使用した物資欠乏……。

また、『この世界の片隅に』『ベリリェー』のような戦争を描いた近年話題の漫画作品に触れながら、戦時下の日常生活についてもお伝えします。

来場者特典

「新書大賞2019」の結果を掲載した『中央公論』3月号を1冊ずつ配布いたします。

- * 内容は、予告なく変更になる場合があります。
- * お申し込みの際は、外部サービス「Peatix」のアカウント登録が必要です。
<https://otemachiacademia.peatix.com/>
- * 会場は読売新聞ビル3階 新聞教室（東京都千代田区大手町1-7-1）

詳細は、読売新聞オンライン「大手町アカデミア」をご覧ください。